

令和3年8月10日開催

【第24期】

第14回

津奈木町農業委員会議事録

事務局長	皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中にご出席いただきありがとうございます。本日の総会につきまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により委員の過半数以上の出席ですので、本総会は成立を致します。ただ今から、第24期第14回津奈木町農業委員会総会を開会いたします。 なお、会議の進行につきましては、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので、議事進行については、会長にお願いいたします。
会長	(～ 挨拶 ～) 皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは早速、審議に入ります。
会長	【日程第1：議事録署名委員の指名】 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の総会の議事録署名委員は、津奈木町農業委員会会議規則第7条第2項の規定により○番・○○委員、○番・○○委員を指名します。
会長	【日程第2：諸般の報告】 (なし)
会長	【日程第3：議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請書について】 次に、議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局長	(議案説明)
会長	担当より詳細な説明をお願いします。

事務局員	(詳細説明)
会長	議案第 31 号につきまして本日は担当委員より説明をお願いします。
〇〇委員	8 月 4 日に、事務局、行政書士、〇〇推進委員と私とで現地調査を行いました。本申請地につきましては住宅地に囲まれている家屋と隣接した場所の一角で、下のほうに畑等があるが端のほうに建設を予定されています。譲渡人はお父さんで、譲受人の息子さんに子供ができ地元に戻りたいということで家を建ててこちらに帰って来たいということでした。 特に、畑等の日当たりが悪くなるとか、排水に影響があるということはありませんでした。後は、排水も道路に側溝があり、こちらに流すということで排水も大丈夫かと思えます。ただ、住宅地に囲まれている農地でも第一種農地ということで例外的な許可要件となる見込みだそうです。また、5 条申請ですので県に申請し、許可を受けないといけないということを聞いています。以上です。
会長	次に、担当推進委員より補足することがあればお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員からも説明がありましたとおり、周りへの影響はないかと思えます。そして、道向かいの家の下水処理も同じ所に流れるようにしてあるので大丈夫かと思えました。以上です。
会長	ありがとうございました。事務局より補足があるので、補足をお願いします。
事務局長	今回の申請地についての補足を致します。本申請地については、受付日現在で、登記簿上は 2 筆とも相続登記は完了されておりましたが、法務局での受付は完了し登記は完了しているが登記簿にはまだ反映されておらなかった。しかし、現在は完了しております。住

	宅用用地として7ページに印が付けてある形で分筆する予定として、今回の申請がされています。分筆については法務局へ申請し、受付は完了し登記されているとのことです。本申請地については一種農地であるが例外的な許可の「住宅その他申請地周辺地域において居住する者の日常生活上または、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当できないか県に事前に協議をしているところです。 県においても「住宅その他申請地周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という解釈で検討をしております。 あくまで県許可ですので、「本町農業委員会としてはそこまでしか現段階としては言えません。」ということでお話しを致しております。譲渡人からすると息子さんと、息子さんごが妻子とともに実家の所に帰ってきて家を建てたいということですので、日常生活上便利になり必要なことだと理解をしています。当委員会での審議をよろしく願います。以上です。
会長	ありがとうございます。ただいま、担当委員及び事務局からの説明がありましたが、議案第31号につきまして質疑はございませんか。
〇〇委員	追加で、登記事項証明書がついていますが、今の段階で親の名前で載っていますが息子へ手続きするのですか？
事務局長	先ほど説明したことでもありますが、申請時点では、譲渡人に手続きはされていますが法務局の登記簿への反映はされていませんでしたので、事務局へは登記申請の受付の写しを提出してもらっています。法務局に申請し受理されていますので、譲渡人に名義変更され次第、登記簿を提出することになっております。
〇〇委員	第一種農地でしたがこの土地でなければならないというの

	は何かあるのですか。
事務局長	他にも何か所か検討はされております。その中でこの土地が一番いいという結論を出されたそうで、本申請地を選定しておられます。申請地も農地の真ん中ではなく、端の方ですので、その方向での話であれば審議ができるのではないかと、思っております。以上です。
〇〇委員	一種農地ということでしたが、周辺に住宅が存在していても、この辺一帯は第一種農地になるのですか。
事務局長	一種農地の分断線が、国道、高速道路、鉄道、県道、河川等が分断要項になり、町道は分断要項になりません。河川についても２級河川までしか分断要項にならないため繋がってしまいます。実際フローチャート図に沿って切ってみたら一種農地になりましたが、住宅地に囲まれた場所でもありましたので、県との事前相談を行っております。本町としても、人口増加にもつながりますので、できる方向では努力をしてみようと思っております。
〇〇委員	一種農地で許可が厳しいのではないのですか
事務局長	例外的に許可できる方向で検討できないか県の、担当者と打合せを行い、良好な感触を得ていると思っております。難しい案件等に関しては県と相談しながら、申請するようにしています。
〇〇委員	わかりました。
会長	それでは、採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	ありがとうございました。異議なしということですので議案第 31 号は許可担当の意見書を付けて県に送付する

	ということに決定いたしました。 【日程第 4：議案第 32 号 農用地利用集積計画の承認について】
会長	次に議案第 32 号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局長	(議案説明)
会長	ありがとうございました。議案第 32 号につきまして担当委員より説明をお願いします。
〇〇委員	利用権設定の受手の年齢が 86 歳ですが、ほとんど息子さんがしているので問題ないと思います。そして、再設定になります。玉ねぎや米を作っていますので問題ないと思いますので審議の程をよろしくお願いします。
事務局長	ありがとうございました。番号 2 につきまして〇〇委員より説明をお願いします。
〇〇委員	貸し手が以前津奈木町に住んでいましたが、今は家も家族もこちらには居ないそうで、やり取りが大変でした。条件のいい田んぼではないですが、以前より作っているので今回までは更新して作りたいということでした。名義は貸し手になっていますが親戚にお尋ねしたところ津奈木町に帰ってくる予定はないということでしたので 5 年間の再設定でしています。受け手は 7 7 歳でご高齢です。なので今回までだろうということでした。5 年後がどうなるかが気になりますが、問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。番号 3・番号 4 につきまして〇〇委員に説明をお願いしますが、番号 4 については事務局長が関係者となりますので一時退室をお願いいたします。

	(事務局長退室)
会長	それでは、〇〇委員説明をお願いします。
〇〇委員	番号3については、貸し手、受け手は親子になります。弟さんが受け手でしたが、弟さんが熊本市の方に行かれたため、お兄さんが手伝っていたので受け手の名義も変更しますということでした。主にお父さんがしていますが、息子さんは仕事が休みの日に手伝いをしています。 番号4につきましては、貸し手、受け手は同居の親子になります。主に、受け手がしています。再設定になります。まだ相続をしていませんで利用権の設定をしますということでした。特に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいま担当委員から説明が終わりました。順番が前後しますが議案第32号番号4につきまして質疑はございませんか。 (質疑なし)
会長	それでは採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	異議なしということですので、番号4は原案のとおり決定いたしました。審議が終わりましたので事務局長は入室をお願いします。 (事務局長入室)
会長	審議を再開します。次に1番につきまして質疑はございませんか。
〇〇委員	受け手が86歳ということでしたが、ご本人さんが米

	作りをするのですか。ご家族の方も協力しているのですか。
〇〇委員	先ほど説明しました通り、ほとんど息子さんがされています。本人もまだ車を運転しますし、田んぼも周っていますので大丈夫かと思います。
〇〇委員	場所はどこですか。
〇〇委員	場所は町原のバス停横のトンネルをくぐって少し進んだところ。受け手がしていないと、荒れているようなところ。
会長	他に質疑はございませんか。 (質疑なし)
会長	それでは、番号１について採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	ありがとうございました。異議なしということですので番号１は原案のとおり決定いたしました。 次に番号２につきまして質疑はございませんか。 (質疑なし。)
会長	それでは、番号２について採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	ありがとうございました。異議なしということですので番号２は原案のとおり決定いたしました。 それでは番号３につきまして質疑はございませんか。

	(質疑なし)
会長	それでは、番号３について採決を行います。異議なしの委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会長	ありがとうございました。異議なしということですので番号３は原案のとおり決定いたしました。 【日程第５： その他の事項について】
会長	これで、本日の議案審議は終了いたしました。引き続きその他事項に入ります。その他の事項について委員からご発言があれば挙手をお願いします。
	(挙手無し)
会長	事務局より発言があればお願いします。 ① 次回総会の日程について報告。 ② 令和３年度熊本県農地利用最適化推進大会の開催計画について ③ 農業新聞の関連記事の紹介
会長	以上で本日の議案並びに報告事項はすべて終了しました。この際、その他の件について委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
	(挙手無し)
会長	それでは以上をもちまして第２４期第１４回津奈木町農業委員会総会を閉会します。 【終了時間 ９時４５分】